

商品概要説明書

マイカーローン

(平成 30 年 2 月 1 日現在)

商品名	マイカーローン
ご利用いただける方	<p>○次のいずれかに該当する個人の方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当 J A の正組合員の方。 ・正組合員以外で当 J A 管内に居住または勤務されている方。 <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ※インターネットでのお申込みの場合は、満 20 歳以上からの受付となります。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（農業者以外の自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○農業者（認定農業者・認定就農者・第 1 種兼業農家）の場合は、前年度税引前所得が 150 万円以上ある方。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方（農業者以外の自営業者の方は営業開始後 3 年以上とします。）。</p> <p>なお、新卒の農業者・給与所得者の方または転職者の方で転職先が J A 系統団体・官公庁公社・上場企業・保証機関が指定する企業の場合は勤続年数 1 年未満でもお申込みいただくことができます。</p> <p>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金用途	<p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に伴う諸費用 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 ③運転免許の取得のためのご資金 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金 ⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとして） ⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金
借入金額	○1 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>○6 か月以上 10 年以内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内とします。</p>
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、

	毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三重県農業信用基金協会または一般社団法人三重県農協信用保証センター）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>○保証料率は年 0.80% となります。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【例】お借入額 200 万円あたりの一括支払保証料（保証料率：年 0.80%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>3 年</th> <th>5 年</th> <th>7 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概算保証料</td> <td>24,981 円</td> <td>41,567 円</td> <td>58,436 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	3 年	5 年	7 年	概算保証料	24,981 円	41,567 円	58,436 円
お借入期間	3 年	5 年	7 年						
概算保証料	24,981 円	41,567 円	58,436 円						
手数料	○ご融資の際、216 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部（電話：059-229-3503）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する三重県 J A バンク相談所（電話：059-229-9104）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または三重県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） ・民間総合調停センター（大阪府）※ <p>※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。</p> <p>詳しくは上記三重県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>								
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>								